

国立大学法人弘前大学と農林中央金庫との連携協力に関する協定書

国立大学法人弘前大学（以下「甲」という。）と農林中央金庫（以下「乙」という。）は、地域の振興と相互の発展を目指すとともに、互いに有する資源に基づく交流を促進し、様々な分野において連携協力を推進するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が密接な連携協力により、それぞれが保有する情報及び人的資源等を有機的に活用し、地域社会の発展と産業の振興に資することを目的とする。

（連携協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に定める事項について相互に連携協力するものとする。

- (1) 地域経済活性化に関すること。
- (2) 地域企業の研究開発ニーズに関すること。
- (3) 地域振興に資する人材の育成及び生涯学習に関すること。
- (4) 学術研究に関すること。
- (5) その他产学連携の協力推進にかかる必要事項。

2 前項の各事項において連携協力を推進するにあたり、その方策等については、必要に応じて別途定める。

（秘密情報）

第3条 本協定において「秘密情報」とは、甲及び乙が、本目的のために、開示した情報のうち、以下のいずれかに該当したものを言う。

- (1) 文書や電磁的記録媒体など有形的方法により開示した情報のうち、情報提供者により秘密である旨が明示されたもの。
 - (2) 口頭その他無形的方法により開示した情報のうち、開示後1週間以内に情報提供者から受領者に対して秘密である旨を書面により通知したもの。
- 2 前項に関わらず、以下のいずれかに該当する情報は、秘密情報には含まれないものとする。
- (1) 開示された時点において、受領者がすでに了知していた情報
 - (2) 開示された時点において、すでに公知であった情報
 - (3) 開示された後に受領者の責に帰すべき事由によらずに公知となった情報
 - (4) 情報提供者に対して秘密保持義務を負わない正当な権限を有する第三者から、受領者が秘密保持義務を負うことなく適法に取得した情報
 - (5) 情報提供者から開示された秘密情報によることなく、受領者が独自に開発した情報

（秘密保持）

第4条 甲及び乙は、秘密情報について厳に秘密を保持するものとし、情報提供者の事前の書面による承諾なしに第三者に対して開示または漏洩してはならないものとする。ただし、法令または裁判所、監督官庁により開示を求められた場合を除く。

2 甲及び乙は、本協定が終了したときは、秘密情報（複製された場合はその複製物も含む）を、情報提供者の指示に従い破棄又は返還しなければならない。

（個人情報等の取扱い）

第5条 甲及び乙は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）その他個人情報の保護に関する各種法令等を遵守し、個人情報を適正に取り扱うものとする。

2 法人の情報については、前項の個人情報に準じて、適正に取り扱うものとする。

（複写及び保管等）

第6条 甲及び乙は、本協定に基づき得た情報の複写又は複製について、連携協力上必要な範囲で行い、善良な管理者の注意をもって管理し、保管する。

2 甲及び乙は、相手方から提供された情報に関して返還の請求があった場合は、これを速やかに返還し、又は相手方の指示に従って処分する。

（漏えいの防止等）

第7条 甲及び乙は、本協定上の義務違反があった場合又は秘密情報が漏えいするおそれが生じたことを知った場合は、直ちに漏えいの防止に努めるとともに、相手方に報告する。

（有効期間）

第8条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和5年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の1ヶ月前までに甲及び乙いずれか一方から相手方に対し書面にて別段の意思表示があった場合を除き、本協定は1年間延長されるものとし、以後についても同様とする。

2 前項に関わらず、甲又は乙は、相手方に対して1ヶ月前までに通知することにより、相手方に何ら責任を負うことなく、本協定を失効させることができる。

（費用負担）

第9条 本連携に伴い発生する費用は、その都度、甲及び乙が協議の上、決定することとする。

（協議解決）

第10条 本協定に定めのない事項又は本協定の解釈上疑義が生じた事項については、甲及び乙は誠意をもって協議の上、解決する。

本協議の成立を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が各自署名押印の上、各1通を保有する。

令和4年4月11日

甲 国立大学法人弘前大学
学 長

福田真作

乙 農林中央金庫
青森支店長

清水雅夫